

開催日時：平成 27 年 10 月 13 日（火）

場 所：地方分権改革推進室会議室（中央合同庁舎 4 号館 8 階）

出席者：

〔提案募集検討専門部会〕 高橋滋部会長（司会）、小早川光郎構成員、野口貴公美構成員

〔政府〕 池田憲治内閣府地方分権改革推進室次長、三宅俊光内閣府地方分権改革推進室次長、小宮大一郎内閣府地方分権改革推進室参事官、高角健志内閣府地方分権改革推進室参事官、野村謙一郎内閣府地方分権改革推進室参事官

※各府省の出席者については配布資料を参照

主な議題

平成 27 年の提案募集方式に係る重点事項について（関係府省からのヒアリング）

関係府省からの提案内容の説明の後、質疑応答を行った。主なやりとりは次のとおり。

<通番 15：土地利用基本計画に係る国への事前協議の廃止等（国土交通省）>

（高橋部会長）アンケートを見たところ、少なくとも計画図については、事後報告にすべきという意見が多かったということだが、計画図については事前に個別法で法制的な線引きの調整が済んでいると理解してよいのか。

（国土交通省）計画書も計画図も一体のものとして考えており、分けて議論する必要性はどこまであるかわからないが、今後、大所高所から議論できるよう、あえて分けて聞いたところ、約 5 割の都道府県が計画図の事前協議は必要、計画書は約 7 割となっており、若干ギャップがある。そのようなことも今後の検討の素材にしたい。

（高橋部会長）土地利用基本計画が必要である理由が今ひとつよくわからないのだが、特に計画図について都道府県は何か言っているのか。

（国土交通省）上位計画として土地利用の調整の指針となっていて、仮に図面であっても 5 つの地域は全て記載された計画であるので、指針としては一定の有効性があると認識されている。また、取引に対する勧告などの措置の根拠にもなっているので、一定の意義は理解されている。

（小早川構成員）勧告は、土地利用基本計画との関連で規定されているのか。

（国土交通省）第 11 条以降に実際の土地取引に関する届出、勧告の制度が定められている。

（小早川構成員）それは土地利用基本計画とリンクしていたか。

（国土交通省）第 16 条や第 24 条などで土地利用基本計画を適合基準の一つとしており、土地利用基本計画にそぐわない土地取引や土地利用について、不許可処分や変更の勧告等を行うことができる。

（小早川構成員）それは実質的には 5 法の計画との整合性の問題ではないか。土地利用基本計画独自で規制や指導の基準になる仕組みなのか。

（国土交通省）土地利用基本計画に不適合であるとして勧告基準に該当した事案がある。

（三宅次長）条文を紹介してほしい。

（国土交通省）例えば、第 16 条そのものであるが、申請に係る土地の権利の移転又は設定後における土地利用目的が土地利用基本計画その他の土地利用に関する計画に適合しないということである。

（三宅次長）その他の土地利用に関する計画ということか。それは事後的な補正をしているものについては有効でない。その例は、5 法以外の部分に係る内容なのか。

（国土交通省）手元に情報がないので、後ほど事務局に提出させていただく。

（高橋部会長）事務局への提出をお願いします。

（野口構成員）アンケートの事務連絡において、必要に応じて分権担当部局と調整をするように依頼したとのことであるが、どの程度これが果たされたのか。また、回答方法は選択式だったのか、事前協議をどうしたらいいのかを自由回答で書かせたものなのか。事後報告にすべきという回答が 5 割あったのはかなり

多いが、自由記述があったのなら理由などの詳細を教えてください。

(国土交通省) 必要に応じて分権担当部局と調整するよう依頼文に書いたが、実際にどのくらい相談したかはわからない。アンケートは「引き続き協議は必要、事前の意見聴取がいい、事後報告がいい、その他」の選択式で、それぞれ理由と、その他については自由回答欄も設けており、ご意見を聞き取ることができる形式となっている。

(高橋部会長) アンケートの本文では、現行法の調整の必要性のみを説明していて、分権に係る議論はほとんど紹介されていない。これでは協議が要らないという回答にはならない気がするが、アンケートの客観性はどうか。

(国土交通省) 都道府県のご担当の方々は、日々他の業務も兼任されご多忙であり、国への協議の本来の目的を振り返って頂く必要があると考え、協議の意義については少なくとも伝えた上で検討をしてもらった。

(高橋部会長) メルクマール該当性をはじめこれまでの分権の議論を紹介しないと、客観的になぜこの項目を聞いているのか伝わらない。

(国土交通省) その点は確かに記載していないが、そのような意見を多く内在的に持っていれば、そう書くしかないし、今後、検討会などで最終的に決める際は再度全都道府県に意向確認するので、その際は気をつけたい。

(高橋部会長) このアンケートをもとにして議論していくと少なくとも分権の方向にはならないデータを基にして議論することになると危惧する。協議の見直しについては、別途、分権の過去の経緯から、今なぜ問われているのかという背景も含めて、もう一度アンケートをしてもらえないか。

(国土交通省) 了解した。協議の部分については再アンケートを行う。

(高橋部会長) 時間的に、閣議決定には間に合わないかと理解してよいか。

(国土交通省) 再アンケートや第10条との関係もあるので、今年中は難しいと思う。

(高橋部会長) 全体の議論の中で検討するとなるとかなり長い検討になると思うが、全体の議論から協議の見直しを切り離して、今年は間に合わないとのことだが、来年度中に検討して方針を出してほしい。

(国土交通省) 切り離して議論できるようであれば、我々もずるずる検討するつもりはないので、切り離してやりたい。いずれにしても、全体の議論も含め、いつまでとは言えないが早急に検討する。

(高橋部会長) 全体の会議はもう立ち上がるのか。

(国土交通省) 検討会は来月にも始めるべく準備をしている。

(高橋部会長) 閣議決定まで、遅くとも11月中には開催されるのか。

(国土交通省) その方向で努力している。

(高橋部会長) 協議の廃止について先行的に検討できるか検討会の冒頭で議論してもらいたい。

(国土交通省) 承知した。

(高橋部会長) 再アンケートの宛先は、土地利用の担当部局と分権部局の両方を明記して、分権部局にも出してほしい。

(国土交通省) そのように行うが、事前協議の観点のみの再アンケートという理解でよいか。

(高橋部会長) 今の形では客観的ではないと思うので、お手数だがお願いしたい。

#### <通番 24\_ア：漁業関連融資手続きの見直し（水産庁）>

(高橋部会長) 基本的に提案団体の意向に沿った解釈で検討いただくということで大変ありがたい。基準の性格はどのように考えているのか。

(農林水産省水産庁) 新たに示す基準は、法律に基づいて告示等で定め、これをもとに都道府県が判断する、というものにしたい。

(高橋部会長) 委任規定を置くのか。

(農林水産省水産庁) 法律上には置いて、告示で具体的には定めるという格好になる。

(高橋部会長) 都道府県の裁量的な判断ができるような形で内容を定めていただけるということによろしいか。

(農林水産省水産庁) 都道府県と十分調整をして、都道府県の弾力的な運用が可能になる基準にしていきたい。細かに定める、厳しく縛るということは考えていない。

(高橋部会長) 余り標準的なものになると、分権の観点からはふさわしくない。自治事務であり、その意味では裁量基準的なものにしていただくとありがたい。

(小早川構成員) 告示で定める基準に照らしておかしいということで是正の要求などの関与をすることも予定するという事か。

(農林水産省水産庁) 基本的には基準を示す。その基準についても、本日の提出資料に書いたように、各都道府県で実態を踏まえた判断ができるように、都道府県の意見を聞きながら調整していく。その基準に基づいて都道府県が判断を行い、国としてはその判断を尊重するという形になろうかと思う。

(高橋部会長) 都道府県を過剰に縛らない形で基準を決めていただきたい。その点は事務局ともよく相談していただきたい。

(野村参事官) 今回の資料の中で例を示していただいた。例示をつけてわかりやすく、ということだが、それをどこまで書き込むのかという点については今後、年末に向けて調整をさせていただきたい。あまり具体化し過ぎると、それこそ都道府県を縛ることになってしまう。

(農林水産省水産庁) 事務局、また都道府県とも相談させていただく。例示があまりに少ないと、これだけしか承認できないのか、と思われてしまう懸念もある。その点はよく調整させていただく。

#### <通番 24\_イ：内水面漁業調整規則の改正時の国認可の廃止（水産庁）>

(高橋部会長) 資料の中で資源を列挙しているが、漁業調整規則に係らしめていない、規制の対象となっていない資源、魚種というものもあるのか。

(農林水産省水産庁) それほど重要でないもの、資源としての豊度がまだ高いようなものについては、規制がない場合もある。

(高橋部会長) アユなどの魚種は特定の川に遡上しない特性があるということか。

(農林水産省水産庁) 提出した資料①の2ページ目に記載するとおり、遺伝子学的に言えば、アユの資源は日本で3つあり、特定の河川や海の一定の水域ではなく、広域に分布している資源である。

(高橋部会長) 元の河川に戻らないということが生物学的に確定しているということか。

(農林水産省水産庁) 然り。いわゆるサケとは違う。

(高橋部会長) つまり都道府県全体で資源を共有している。他方で、資料に記載しているモクズガニの例がよく理解できない。これはなぜ規制が広域的にならざるを得ないのか。

(農林水産省水産庁) スケールの大小はあるが、提出資料①（資料4：8ページ）の左側に書いてあるように、幼生の時代に拡散して別の河川と関係性を持っていく。アユほどスケールは大きくない。

(高橋部会長) 海に出るとということか。

(農林水産省水産庁) 然り。海に出て成長して戻っていくものもあれば、隣の川に戻っていく場合もある。

(高橋部会長) アユほど広域ではないが、都道府県をまたがって遡上するような性格のものである。

(農林水産省水産庁) 然り。

(高橋部会長) ウナギについて、提案県から、国の認可で大きさの調整を行っているとは言っても、県によって規制されている大きさが違うという指摘がある。なぜ国で調整を行っていて、県によって大きさが異なるのか。

(農林水産省水産庁) 基本的に、全国的に20~30cmの間で調整が取れていると考えている。

(高橋部会長) 20~30cmという幅を持って制限しているということか。20cmと30cmではかなり大きな違いがあると思うが、なぜそのような差があるのか。

(農林水産省水産庁) 地域に利用の実態に応じて制限している。基本的には20~30cmで規制を行う、というのが国としての考えであり、その中で地域の実情に応じて厳しくしたり緩めたりしている。漁業調整規則で規制する前の漁業実態と資源の状況などを勘案して認可を行っており、20~30cmという幅で国としての統一は取れていると考える。

(高橋部会長) 漁業調整規則の制度が導入されたのはいつか。

- (農林水産省水産庁) 規則の制度そのものは戦前からあり、ウナギがその中で規制されたのは戦後すぐのころ。当時は30cmで規制を行っていたよう。
- (小早川構成員) 漁業調整規則の内容について、都道府県間で争いが起きているという実態はあるのか。今の説明は、資源そのものの保存というマクロの話。モクズガニやアユなど、広域を移動する魚種について、ある県で採られすぎて別の県が困っている、という実態はあるのか。
- (農林水産省水産庁) 鶏と卵の議論になるが、認可制にしていることでトラブルを防止できていると考える。隣接県で同じ資源を採っている場合、利害が対立するケースがある。自県の漁業者により多く採らせるために規制を緩める、ということが起こりがち。そういった点は国でしっかりと管理する必要がある。
- (小早川構成員) 現に国で見直しを求めたケースはあるのか。
- (農林水産省水産庁) 提出資料②(資料4:11ページ)の事例①がそのような事例。サクラマスについて、隣県との調整を行わずに規則を改正しようとしたもの。どんな魚種でもこういったインセンティブが働く。
- (小早川構成員) サクラマス以外にそういった事例はないのか。
- (農林水産省水産庁) 最近では、ある県が極端に規制を緩めようとしたといった事例はない。仮にそういったことがあれば、認可の段階で指導することになる。
- (小早川構成員) そうすると、個別の県がその県内の資源保護と漁業利益の観点から定めた漁業調整規則が別の県に不利な影響を与えている、という事例はない、顕在化していない、ということか。
- (農林水産省水産庁) 認可制をとっているために顕在化していないものと考え。
- (高橋部会長) サクラマスの事例は、規制を緩和する規則改正か。
- (農林水産省水産庁) 採捕禁止の期間をずらすもので、全体としては資源保護につながる改正であると考えている。
- (高橋部会長) 本日説明していただいている事例はすべて、規制強化を行う規則改正を国がチェックした、というもの。規制を緩めることによって他県に影響があり得るという主張の根拠にはならないのではないか。規制緩和を行う規則改正を水産庁が止めた、という事例が必要。
- (農林水産省水産庁) 本日の資料には入っていないが、静岡県浜名湖でそういった事例があるようである。
- (小早川構成員) サクラマスの事例は、一つの内水面に複数県が関わっている、という事例。ウナギからハゼまでの事例は、資源が広域で移動するので、ある県での規制緩和が他の県に影響する、という事例。問題点は違う、という理解でよい。
- (農林水産省水産庁) ご指摘の点について厳密に言えば、問題点は違うともいえる。規則改正時の指摘事項として本日示した事例は、水産庁からの指摘がなければ適正な改正が出来ていなかった、というもの。また、他県にまたがらない水域であっても、釣り人や密漁者が移動するという実態もあり、県間での規制の一定のバランスは必要である、と考えている。
- (高橋部会長) 規則改正によって密漁しやすくなる、とはどういったことを想定しているのか。
- (農林水産省水産庁) ある魚種について、県によって規制のアンバランスが大きい場合、規制が緩い県で密漁が行われる危険性がある。また、密漁した資源をその規制が緩い県で採った、と言い張ることもできる。
- (小早川構成員) この案件について根本的には、なぜ法定受託事務としているか、ということに関わってくる。これまでの説明は、規制の合理性や、密漁は資源の枯渇につながる、という説明。そういったことだけであれば、法定受託事務にはなっていないのではないか。法定受託事務としているからには、県ごとにバラバラに規制を行っては他の県に不利益が生じるので、その点を国が調整している、という説明が必要。
- (農林水産省水産庁) 法定受託事務としている理由は、魚は移動する、という中で国民の利用を制限し水産資源の保護培養を図る、ということが目的であり、本来であれば国が一括で行うべきであるが、地域の実情に沿った運用をする、ということ。そのために規則の制定を委任している。
- (野口構成員) 貴省の2次回答の中で、事後的な関与では問題があるという理由を挙げているが、その根拠

となる事例、認可制としていることでこういった問題を差し止めることができた、という事例はないのか。

(農林水産省水産庁) 採捕禁止の期間を変更したり、小さい魚を採ることができるようにした結果、資源が悪化して取り返しのつかない事態になってしまう、ということは当然想定できるが、現在の認可制の下ではそういったことは起こっていない。

(野口構成員) 認可のプロセスの中でそういった規則改正を差し止めたために被害を防ぐことができた、という事例を紹介いただけると、認可が必要ということについても理解ができる。規則制定した後での是正の措置では間に合わない、ということについては、いまの説明では理解できない。認可制が必要とするならば、認可の制度があったからこそストップできた事例を示していただきたい。

(小早川構成員) 農地転用の例でいえば、県や市町村ではこういった不適切な運用があった、という説明があった。そういった事例を説明いただかないと、認可制は不要、という議論になってしまう。

(農林水産省水産庁) 認可制を前提として県も規則改正の申請を行っているため、そういった申請が少ない、ともいえる。2次回答で記載した内容は、認可制がなくなった場合に、事後的な措置で対応することになるとこういった事例が考え得る、として記載したもの。過去の事例については調べることにする。

(高橋部会長) 方法としては事前の届出制もあり得る。本日説明いただいた3つの事例は、国の指示に県が従って規則改正を行ったというもの。その意味では、強い関与としての認可制が必要という根拠としては説得力がない。

(農林水産省水産庁) 水産庁としては、適切な漁業調整・資源保護を図っていく観点から、届出ではなく認可制とすることが必要であると考えている。届出制ではどうしても事後的な措置になってしまい、第2次回答の1の(4)に挙げるような(資源に大きなダメージが加わるなどの)可能性が否定できない、と考えている。

(高橋部会長) 法定受託事務であり、事務処理基準があれば、改正内容が不適切という指摘があった場合、それを無視して強行することはないのではないのか。

(小早川構成員) 第2次回答の1の(4)で記載している話は、その県内の漁業者からも指摘され得る問題。県としても、その認識があれば改正は行わないのではないのか。県がどうしてもその改正を行おうとして、それを放っておいては他県に迷惑がかかる、という事例はあるのか。そういったことを調整するのが法定受託の法定受託たる所以。

(高橋部会長) そういった事例を示していただかないと私たちも納得できない。事務局を通じてそういった事例を示していただきたい。

(農林水産省水産庁) 繰り返しになるが、認可制の下で運用しているために県としても不適正な改正を行わないようにしていると考えている。そのため、申請が上がってくるものはある程度限定的であり、そういった事例があるかどうかは不明だが、調べたい。またそういった状況でも、県から上がってくる申請の中身が十分でない事例もある。指導をしても全ての県が適切な運用を行うかどうか、という懸念もあり、水産庁としては引き続き認可制をとりたいと考えている。

(野村参事官) 構成員から指摘があった事項、例えば不適切な改正を差し止めた事例などを今後提出していただきたい。また、遊漁者が広域で移動するという論点についても、国が広域的な観点から調整を行ったという事例を示していただきたい。

(高橋事務局長) 認可制を残したい、ということであれば、石破大臣から各大臣に依頼していることだが、積極的なデータを示して、国の関与が必要である、という説明をしていただきたい。その上で、事務局を通じて最終的な調整を行いたい。

#### <通番33：都道府県による保安林の解除に係る国の同意協議の廃止（林野庁）>

(高橋部会長) 昨年の閣議決定に基づき、精力的に検討いただいたよう事に感謝申し上げます。本日の説明によると今年の閣議決定には、同意を要しない協議に見直すということを書けるということによろしいか。

(農林水産省林野庁) その方向で検討する。今後、専門家から聞き取りを行った保安林解除に係る技術的留

意点について、内容を精査する。各都道府県が治山施設事業を行った保安林を解除、転用することによって、災害が起きたということになると問題である。各都道府県が適切な運用をできるための準備をして、検討していきたい。

(高橋部会長) 保安林解除後に保安上の対策が確保されることを前提にということだが、前提の確保手段についてはどのようなものを想定しているか。

(農林水産省林野庁) いま申し上げたように、当方から都道府県に技術的な留意点、こういうことをきちんと守ってやっていただきたい、ということを通ずる形で行いたい。引き続き協議は行っていただくことになるので、その際にも当方からその留意点について申し述べたいと思っている。

(高橋部会長) つまり、いわゆる技術的助言としての通知をした上で、同意付き協議を協議に改めるということか。

(農林水産省林野庁) 然り。

(高橋部会長) そういう方向で案文等は引き続き事務局とよく相談いただきたい。

#### <追2：地方公共団体の貸付金に係る徴収又は収納の私人委託対象範囲の違約金への拡大（総務省）>

(高橋部会長) 今回の提案は、貸付金の元本に合わせ、違約金についても収納だけをサービスに委ねたいというものであるため、収納だけであれば、懸念の要素は薄いのではないか。

(総務省) そういうことであれば、そのとおり。

(高橋部会長) そうであれば、この提案については、スムーズに措置いただけるのではないか。

(総務省) 私どもとしては、どの範囲に限定するのが一番適当なのかということ十分に吟味して措置をしたい。

この件について収納に限るということであれば、認めない理由はないと考えるが、施行令にどう書くかについては、一つの仕切りをしなければいけないため、その点を検討したい。

(小早川構成員) 例えば、損害賠償金はだめなのは何故か。

(総務省) 違約金とか、損害賠償金というものが機械的に客観的に一義的に定まるものであれば問題はないと考えるが、例えば、相手の資力、あるいは、貸付金であれば、支払猶予をしたときに計画的に徴収可能なのか、そういった見きわめをしなければならぬということがあり、債権の名称だけではなくて、制度の背景にある政策目的といったものもあわせて検討する必要がある。

(小早川構成員) 法令を適用すれば債権の有無そのものも含めおのずと金額が決まってくるものと、そうでない個別の事情によって判断していかなければいけないものの、線引きが必要ということか。

そうだとすれば、違約金は、どちらかというとな前者のほうではないか。一般の不法行為の損害賠償なのかどうか。債務不履行の場合に約定があって、そこから生ずる違約金ということだと、割りと客観的に明確かもしれない。その辺の違いということなのか。

(総務省) 例えば、債権管理の中で、免除や支払猶予をすること、あるいは、債権そのものを一部変更することもあるため、その結果、どういう場合に違約金が生ずるかとか、損害賠償の始まる時期等を吟味する必要がある。

したがって、行政の方針として基準が明確になっており、いつから損害賠償請求をするのかとか、高利率の違約金の適用を始めるのかとかを、機械的に一律に基準を設けてやっている場合はできると考えるが、それは調定の話である。一旦それを行政が調定をした結果の収納という行為であれば、広く捉えていいと考えるが、調定行為については、そういった問題があるのではないか。

(小早川構成員) 調定と収納をはっきり区別できるものは、収納だけを委託することが可能であろうということか。その境が微妙だということだと、違うということか。

(総務省) それを吟味したい。

(高橋部会長) 今回の提案については支障ないだろうと御返事いただいたため、はっきりしているものを閣議決定に盛り込むことは十分に可能なのではないかと考えるが、スケジュール感はいかがか。

(総務省) そのスケジュールに合わせて結論を出していきたい。

(高橋部会長) では、閣議決定には、何らかの形で、少なくとも提案団体が可能な形で表現を盛り込んで

いただけるということか。

(総務省) その様な方向で対応する。

(高橋部会長) 閣議決定では、最小限、提案団体の実現ということが書き込めればよいため、それ以上、どこまで広げるかはぜひ事務局とよく相談の上、表現ぶりを検討いただきたい。

(以上)

(文責 地方分権改革推進室 速報のため事後修正の可能性あり)